



火気を使う露店等や発電機を使う
イベントには、消火器の設置と届出
が必要です！【越谷市消防局】



屋外で開催される祭礼、花火大会、展示会、その他多数の
者が集合する「火気を使用する催し」が対象になります！

1 火気を取扱う露店等に「消火器の準備」が必要です。【条例第18～22条】

■こんろ、炭火、ストーブ、発電機等が対象です。※露店ごとに業務用消火器(4型以上)の設置が必要です。

【平成26年8月1日施行】



2 火気を取扱う露店等は「露店等の開設届出書」の提出が必要です。【条例第45条】

■事前に消防署へ提出してください。※近親者によるバーベキューや幼稚園で父母が主催する餅つき大会及び
単独の自治会による夏祭りなどは対象外です。【平成27年4月1日施行】

*「露店等の開設届出書」の記入要領は、裏面を参照ください。

3 屋外での大きなイベントで、火災が発生し人命又は財産に重大な被害を与えるおそれがある場 合、「指定催し」として指定されます。【条例第42条の3】

■指定催しとは、一日当たりの人出予想が10万人かつ露店等の出店数が100店舗以上予定されるものなど

※主催者は、防火担当者を定め、指定催しを開催する日の14日前までに火災予防上必要な業務に関する計画
を防火担当者に作成させ、防火管理業務を行わせなければなりません。【平成27年4月1日施行】

問合せ

越谷市消防局予防課

TEL 974-0103

谷中分署

TEL 964-9119

間久里分署

TEL 976-9119

大袋分署

TEL 971-0119

越谷市消防署

TEL 974-0499

蒲生分署

TEL 986-9119

大相模分署

TEL 986-2119